

カント市民社会論の歴史的社会的様相

——ハーバーマスの「市民的公共性」の概念を手がかりに——

西 田 雅 弘

目 次

はじめに

1. 市民的公共性の前史

- (1) 古代ギリシアの「公共性」
- (2) 中世ヨーロッパの「公共性」
- (3) 貴族的社交界の「公共性」

2. 市民的公共性の成立とその基本構図

- (1) 市民的公共性の成立
- (2) 市民的公共性の基本構図

3. カントにおける市民的公共性の理念

- (1) 市民的公共性における「公開性」の概念
- (2) 「啓蒙」における理性の公共的使用
- (3) 論議する読者公衆の世界と政治的公共性

4. カント市民社会論の歴史的社会的様相

結び

はじめに

『公共性の構造転換』⁽¹⁾において、ハーバーマスは近代市民社会初期の「市民的公共性」に着目し、その成立に至る経緯とその後の歴史的変遷をきわめて多くの具体的事例を列挙しつつ「社会学のかつ歴史学的」(S.51)⁽²⁾に展開している。そして現代社会のあり方に対してこの「市民的公共性」の概念を用いて処方を与えようとしている。しかし、ハーバーマスの社会思想が本稿の主題であるわけではない。

「自由」「平等」「自立」および「博愛」を中核概念とするカント市民社会論⁽³⁾が、18世紀ヨーロッパの歴史的社会的状況に依拠していることは容易に推測できよう。しかしだからといって、そのことをカント自身の文献に即して文献内在的に抽出してみせることは、そんなに容易なことではない。ハーバーマスは上述の著書の中でカントを取り上げ、カントの文献を渉猟してあくまでも文献内在的に、カント市民社会論に「市民的公共性の理念」(S.194)を見出そうとしている。本稿は、カント市民社会論の研究の一環としてこの点に着目する。ハーバーマスに

よるカントの引用を精査し、その叙述を追跡することによって、カント市民社会論の歴史的社会的様相を浮き彫りにしたいと考えている。研究の本質から見れば背景の解明は派生的なことではあるにしても、研究の全体にとっては不可欠のことであると考えられるからである。

1. 市民的公共性の前史

ドイツ語の「公共性Öffentlichkeit」という名詞は、18世紀にフランス語の publicit  et 英語の publicity にならな てすでにあった  ffentlich という形容詞から作られた (S.55)。このことは、この時期になな てようやくドイツで「公共性」という言葉が必要とする公共生活の圏 Sph re が形成されたことを示している。それは、商品取引と社会的労働の領域として独自の法則に従って確立された「市民社会」に特有な圏であった。ところで、「公共的  ffentlich」なものと「私的 privat」なものとの区別は、元来古代ギリシアに起源をもつカテゴリーである。本章では、ハーバーマスの叙述に従って、古代ギリシア以降、カントの時代に至るまでの、このカテゴリーの変遷を概観しておくことにしよう。

(1) 古代ギリシアの「公共性」

古代ギリシアの都市国家では、「公共的」と「私的」の2つのカテゴリーは厳格に区別されていた。すなわち、自由な市民の共同の「国家  λις」の圏は、各個人に固有な「家  ikos」の圏から厳格に切り離されていた。公共的生活は地域的なものではなく、市民の広場  γορα で演じられ、公共性は、会議や裁判などの対話と戦争や格闘などの共同行為において成立した。

ところで、古代ギリシアの都市国家は奴隷経済を基盤に成立し、それはすべて私的な圏としての

「家」に委ねられていた。「経済Ökonomie」という単語がギリシア語の「家政οικονομία」に由来することがこのことを物語っている。したがって、都市国家における地位は、富や奴隷の多少ではなくて「家主の地位」に、つまり「家主としての私的自律」に基づいていた。家主の支配の下で奴隷の労働と婦人の奉仕が遂行され、生活が再生産され、誕生と死が生じる。生活の窮乏と生活必需品の確保は「家」の限界の内に慎み深く隠されている。「必然と無常の王国は私的な圏の暗闇に沈み込んでいる」(S.57)のである。

これに対して「公共性は自由と恒常の王国として浮き彫りにされる」(ibid.)。存在するものは公共性の光の中で初めて現象し、すべてのものが万人の目に見えるものとなる。市民たちの相互の対話の中で事物は言葉となり形を得る。市民たちは平等の者として交際するが、互いに傑出しようと努力する。アリストテレスの掲げた一連の徳は公共性において発揮され、そこで賞賛を見出すためのものであった。「国家は栄光ある傑出のための自由な活動領域を提供している」(ibid.)のである。このギリシア的公共性のモデルは様式化されて伝承され、独特の規範的な力を帯びて今日にまで及んでいる。

(2) 中世ヨーロッパの「公共性」

公共的なものと私的なものという2つのカテゴリーは、中世ヨーロッパ全体を通じてローマ法に伝承されているが、事態は錯綜している。というのも、ローマ法は慣用的に「公人publicus」と「私人privatus」を対照させているものの、それにはもはや拘束力がなかったからである(S.58)。この対立概念を封建的な領主権の法的関係に適用しようとしても、中世には古代的モデルにおける公共圏と私生活圏の対立関係が存在しなかったのである。家主の影響力は、領主制の下ではギリシアやローマと比べものにならないほどであり、家主の領主権はすべての個別の権利の総体であった。領地に関して家主が行使する権力は、その上位にある国の権力に対してはたしかに私的な権力であるが、まさに二次的な公権力であり、私的な支配権と公的な支配権は領主という1つの不可分な統一体に融合されていたのである。「領主のherrschaftlich」という言葉は「公的なpublicus」と同義的に用いられ、「公有化publi-

care」は領主のために押収することを意味していた(S.60)。このように中世の領主制の下では、すべてが領主の私的なものであると同時に、それゆえに公的なものでもあるという状況があった。つまり、そこにはもはや「公的」と「私的」の区別は存在しなかったのである。

中世盛期の封建社会において、私生活圏から分離された公共圏の存在を制度的基準を手がかりにして社会学的に立証することはできない。しかし、それにもかかわらず君主の印章を「公的」と呼び、イギリス国王が「公礼」を受けるのは偶然ではない。中世において「公共性」はどのようなあり方をしていたのか。それは、支配者の公共的表示、つまり「具現表示的公共性die repräsentative Öffentlichkeit」(ibid.)⁽⁴⁾というあり方であった。もちろん公共圏のような1つの社会的領域として成立しているのではなくて、いわば社会的地位の徴表である。領主の地位はそれ自体「公的」でも「私的」でもなく中性的なものであるが、彼はこの地位を「より高位の権力の具現」として領民たちに公共的に表示しようとする。目に見えない存在を公共的に現存するみずからの姿によって目に見えるようにしようとするのである。この点で「具現表示 Repräsentation」は公共性の圏内でのみ生じるのであり、私事であるような「具現表示」は存在しない。具体的には人物の諸属性、つまり位章(印綬や武具)、風貌(衣装や髪型)、挙措(会釈や態度)、話法(挨拶や様式化された語法)、要するに高貴で厳格な作法によってこの「具現表示的公共性」が発揮される。

このような「公共性」は、もはや「政治的コミュニケーションの圏」ではなくて、「封建的権威の威光 Aura」として1つの社会的地位を顕彰するものである(S.62)。「公的」と「私的」の峻別の上に成立した古代の公共性の概念は、中世ヨーロッパの封建社会においてまったく変容してしまっているのである。

(3) 貴族的社交界の「公共性」

14世紀以降、領地支配に支えられた自立的な地方貴族は勢力を失い、「具現表示的公共性は王侯の宮廷に集中する」ことになる(S.62)。人文主義の教養をもったイングランドの「紳士gentle man」やフランスの「貴紳honnête homme」によって宮

廷を中心とした陽気で話好きな社交生活、すなわち「社交界 Gesellschaft」が形成される。それはバロック様式において結晶化するが、もはや文字通りの「公共性」を失っていた。というのも、権力具現の公共的な表示であったはずの「具現表示的公共性」は、公共の広場から宮廷の庭園へ、街頭から居城の広間へと引きこもっていき、外界から遮蔽されていたからである。しかしながら、その外見はいっそう鮮やかに際立たされ、ルイ十四世の儀典において洗練の頂点に達した。ルネサンス以来の貴族主義的社交界において、「具現表示的公共性」はもはや自分の支配権、つまり領主権を表示するものではなくて、「君主の具現表示に奉仕する」ものになっていた (S.65)。

このように宮廷に圧縮されるとともに鮮明に際立ってくる「具現表示的公共性」の最後の形態は、初期資本主義的流通経済の土台の上で経済的社会が国家から分離しつつあるただ中の「租界 Reservat」にほかならなかった (S.66)。その外部では、近代的意味における公共圏と私生活圏が分離し始めていたのである。

2. 市民的公共性の成立とその基本構図

封建社会の解体とともに、「具現表示的公共性」を担っていた教会、君主、支配身分などの封建的権力は私的要素と公的要素に分裂していく (ibid.)。教会の地位は宗教改革とともに数ある公共的団体の1つになり、教会が表示した神的権威への拘束は私事になる。いわゆる信教の自由は、歴史的には「私的自律の最初の圏」を保証するものであった。君主権の分極化は公的予算と私的家産の分離によって明示され、宮廷の生活圏が次第に私的なものになるのに対して、公権力の制度は官僚制と常備軍によって客観化され、支配身分は公権力の諸機関や議会へと発展する。

ところで、このような封建的権力の分極化と平行して、都市の団体や地方の身分分化の中で芽生えていた職業身分的要素は「市民社会」の圏へと発展し、これがやがて私的自律の領域として国家に対立することになる。本章では、引き続きハーバーマスの叙述に従って、市民社会における「市民的公共性」の成立の経緯を概観し、その基本構図を確認し

ておくことにしよう。

(1) 市民的公共性の成立

13世紀のイタリアで始まり北西ヨーロッパにも影響を及ぼした初期資本主義は、オランダの港湾地帯や遠洋通商路の交差点に大きな定期市場を発生させ、これにともなって新しい社会秩序の要素が形成された。それは、一方で保守的に身分的支配関係を温存しつつ、他方で遠隔地交易によって新しい流通要素、すなわち「商品および情報の流通」を創出した (S.70)。この交易は政治権力によっても発展したが、それが繰り広げる「広範囲の水平的な経済的依存関係の網の目」は、もはや原理的には、閉じた家産経済に基づく垂直的な身分的従属関係には組み込まれ得なくなった (S.71)。それとともに遠隔地の出来事についていっそう正確な情報を必要とするようになり、手紙による旧来の商業的通信は一種の職能的な通信組織に作り上げられた。ただし、最初の段階では、それはまだ一般にも利用できる「郵便」ではなくて、また営業的に販売される報道も一般に入手できる公開の「新聞」ではなかった (S.72)。

(1-1) 近代国家の形成

初期資本主義の商品流通と情報交換は、その後の重商主義の局面に至って初めてその革命的な威力を発揮する。資本基盤を拡張して組織された貿易会社は大規模な遠征隊によって新たな地域において自己の市場を開拓する。これらの商社は企業リスクを分散させるために株式会社の形態をとるが、さらにその上で強力な政治的保障を必要とした。いまや外国貿易市場は政治力と軍事力の成果であり、国家的領土の作戦基地となった。しかし、君主と金融資本家の間の私的貸付や公債ではそのための膨大な需要をまかなうことができず、効果的な租税体系が構築されることになる。「近代国家は本質的に課税国家」なのである (S.74)。官僚制度と財務管理を中核とする近代国家はこうした過程の中で形成される。その結果、君主の家産と国有財産が分離することになった。

(1-2) 公権力の成立

具現表示的公共性の衰退とともに、近代的な意味における公共性に結びついた新しい圏、すなわち恒常的行政と常備軍によって具現化された「公権力

die öffentliche Gewalt」の圏が成立する (ibid.)。取引所と新聞によって示される商品と情報の流通の恒常化に対応して、国家活動も恒常的になるのである。そして「公的」という言葉は狭義には「国家的 staatlich」と同義語になり、「公的」という属性は、権威をそなえた人物を表示する「宮廷」にかかわるものではなくて、合法的な権力行使の装置の運営にかかわることになる。かつての領主権は「内務行政 Polizei」へと転化し、これに包摂される人々は公権力の受け手として「公衆 Publikum」を形成する (S.75)。しかし、彼らはまだ公権力への関与から閉め出されていたので、ただそれに服従するのみであった。

(1-3) マニュファクチュア (工場制手工業) の創出

重商主義政策による植民地主義は次第に国内産業の発達に対して従属的地位に立つようになり、マニュファクチュア Manufaktur 資本の利害が貫徹していく (ibid.)。外国貿易は国内の雇用を創出する限りでのみ富の源泉と見なされ、行政措置も次第に資本主義的生産様式の貫徹を目標にして定められるようになった。初期資本主義の商品流通はいまや生産構造をも変革するに至る。それまで家産経済の枠内に封じ込められていた活動や従属関係は、「家」の敷居を越えて公共性の明るみに出てくる。家主の任務に収まっていた経済の概念は、利潤の原理に従って計算する事業経営の中で近代的意義を帯び、「家」の代わりに「市場 Markt」が登場する。

(1-4) 起爆力としての新聞

資本主義の重商主義的段階を通して、政治と社会が分離していく新しい政治的社会的秩序が形成される。その秩序の内部で大きな起爆力を発揮したのは「新聞 Presse」である (S.77)。この時期に新聞が一般の目に触れる公共的なものになったのは、通信記者たちが公表への関心をもっていたというよりも、情報そのものが「商品」となったからにほかならない。営業的な報道は、他の商品と同様に市場原理の下で販路拡大によって収益を高めようとした。情報の一部は定期的に印刷されて売られることによって公共性を得ることになった。しかし、新聞が公共的になったという大きな理由は、行政当局が命令や指示を公示するために新聞を利用したからであった (S.79)。これによって公権力の受け手は初めて本格的に「公衆」になったのである。

(1-5) 「ブルジョア」の成立

公衆に向けて発表される当局の公示は、原理的にはすべての人民に向けられているが、しかし、新聞という方法による限り、それは「普通の人」にはなくて、せいぜい「教養ある身分 die gebildeten Stände」にしか届かない (S.80)。近代国家の装置とともに「ブルジョア die Bürgerlichen」という新しい層が成立し、これが「公衆」の中心的な地位を占めていた。その中核は、官吏、法律家、医師、牧師、将校、教授などであったが、さらに、資本家、貿易商、銀行家、出版業者、製造業者などもこれに属していた。このブルジョアの層こそ、「公衆」の真の担い手であり、「読書する公衆 Lesepublikum」なのである (S.81)。彼らは末期バロックの貴族文化に統合されることはなかった。

(1-6) 公衆の自覚としての「市民的公共性」

新聞を利用する政府の方法は、この新しい社会層に反響を引き起こした。つまり、公権力の抽象的な相手であった公衆に、いまや成立しつつある「市民的公共性」の公衆であることを自覚させたのである (S.82)。この市民的公共性は、市民社会の私的な圏への公共的関心が、もはや単に政府によって世話されるだけではなくて、公衆自身によって自分たちの関心事として考慮されるにつれて発展していく。実際、商業と金融の担い手たちと並んで、次第に増大する製造業者、マニュファクチュア業者、工場主なども行政措置に依存するようになるが、その際彼らは統制によって私的事業へと奨励されているという自覚をもっていた。

重商主義は決して国家経営に有利ではなかったものの、その産業政策は資本主義的な私的経営の建設を促進するものであった。そのため、政府と人民の関係は公共的規制と私的事業との独特の相反並存状態となり、公権力が行政活動によって民間人と結び付きをもつ領域が問題化されることになった。国家に対立して現れた「社会」は、一方で公権力から私的領域を判然と区別しながら、他方では生活の再生産を私的な家内権力の枠外の公共的関心へと引き上げた。それゆえに、このような行政的接触の行われる領域は、「論議する公衆 das rasonierende Publikum」の批判を挑発するという意味で批判的な領域となるのである (S.83)。公衆がこの挑発を受け入れるには、政府が公示のために利用していた

「新聞」の機能を替えるだけでよかった。公権力のものに見なされてきた公共性は、いまや公権力から分離した「民衆広場 Forum」となる。そして、ここに集合した公衆は公権力を「公論 die öffentliche Meinung」の前に引き出して、その正当性の証を求めるようになったのである (S.84)。

(2) 市民的公共性の基本構図

「市民的公共性」の成立の経緯とともに、ハーバーマスは18世紀における市民的公共性の「基本構図 der Grundriß」を図示している。「やむをえない単純化という保留の下で」と注意しているが (S.89)、「市民的公共性」の概念の整理と理解のためにこの「基本構図」にも触れておくことにしよう。

(2-1) 公衆による「公共の論議」と「公開性」

市民的公共性は、「公衆」として集合した「私人たち Privatleute」の圏と理解される。彼らは、当局によって規制されてきた公共性を、公権力そのものに対抗して自分たちのものとして主張する。それは、原則的に私有化されるとともに公共的な重要性をもつようになった「商品交易と社会的労働」の圏において公権力と折衝するためであった (S.86)。この政治的折衝の媒体となる「公共の論議 das öffentliche Rasonnement」は歴史的に先例のない独特のものであり、論争的語感をもっている。それまでは、諸身分が君主と折衝して契約を交わし、支配権を分割することで双方の権利主張が調停されていた。しかし、新たに登場した第三身分にとってこのような解決方法は不可能であった。資本主義的な財産に関する私法的自由処理権は非政治的なものであり、市民たちは私人であって「支配」しないからである。したがって、彼らが公権力に対して突き付ける権利要求は、支配権を分割せよということではなくて、むしろ既存の支配原理を掘り崩すものであった。このような市民的公衆が支配原理に対置する監査の原理が「公開性 Publizität」である。

(2-2) 商品所有者と同時に小家族の長としての「私人」

公衆は、支配権を理性の尺度と法律の形式に従わせ、そのことによって支配権を実質的に変化させようとする。ここで重要なのは、その際、市民的公共性において公衆としてお互いに交渉し合うのが「私人たち」であるということである (S.87)。ところ

で、公共の論議は、「小家族的な親密圏 die klein-familiale Intimsphäre」に由来する経験に導かれているという特色をもつ。この小家族的な親密圏は、「自由な内面性」という近代的な意味における「私的存在 Privatheit」の歴史的水源地であり、生活に迫られた労働の苦勞や隷属という古代的な意味における「私的なもの」を商品交易と社会的労働の圏へと追い出している。商品交易が家産経済の境界を突き破って出て行くにつれて、小家族的な圏が社会的再生産の圏から区別されるようになる。国家と社会の分極過程が社会の内部でも繰り返されるのである (S.88)。その結果、「私人 Privatmann」の社会的地位は、商品所有者としての「財産主 Eigentümer」の役割と小家族の長として自由な内面性をもつ「人間 Mensch」の役割を兼ねそなえることになる。「私的なもの」という共通の名義の下で、このような私的な圏の「二重化 Verdoppelung」が1つになっているのである。市民的公共性の政治的自己理解も、結局はこの二重化へと立ち返っていく。

(2-3) 政治的公共性と文芸的公共性

公権力による公共性が私人たちの政治的論議的になり、やがて公権力から奪い取られる以前にも、非政治的形態の公共性が形成されていた。「文芸的公共性 die literarische Öffentlichkeit」がそれである (ibid.)。それは、いわば政治的公共性に先立つ「公共の論議」の練習場であり、私人たちの自己啓発の過程であった。私人たちは文化的作品に接し、読書サロンや劇場、美術館や音楽会などで論議を交わした。文化は商品形態をとって初めて本格的な「文化」として発達した。このような文芸的公共性は宮廷の「具現表示的公共性」に由来する。というのも、教養ある中産階級の市民たちは、「宮廷的貴族的社交界 die höfisch-adelige Gesellschaft」とのコミュニケーションにおいて公共の論議の術を習得したからである。しかし、この社交界は近代国家装置が君主の身辺から自立するにつれて次第に宮廷から分離し、都市の中で宮廷に対立する勢力になっていった。「都市 Stadt」は経済的に市民社会の中核であるだけではなくて、文化的にはこの初期の「文芸的公共性」を指す言葉でもあった。都市の喫茶店やサロン、晩餐会の存在がそのことを示している。社交界の後継者たちは、「市民的知識人たち die bürgerlichen Intellektuellen」との出会いや、やが

て公共的批判へと展開する社会的会話を通じて、崩れ行く宮廷的公共性の残滓形態と新しい市民的公共性の先駆形態とを橋渡しすることになったのである。

(2-4) 市民的公共性の基本構図

以上のような叙述を踏まえて、ハーバーマスは図1のような「市民的公共性の基本構図」を図示している (S.89)⁶⁾。そしてさらにこれに説明を加えているが、それを箇条書きにすれば以下ようになる。

- ①国家と社会の間の基本的な分割線が公的な圏と私的な領域を切り分けている。
- ②公的な領域は公権力に限られるものの、さらに宮廷も追加しておく。
- ③本来の「公共性」は私的な領域に含まれる。というのも、公共性は私的な人々の公共性だからである。
- ④私的な人々のための領域の内部は、私的な圏と公共性に区別される。
- ⑤私的な圏は、狭義の市民社会（商品交易と社会的労働）を含み、親密な圏をともなう家族はこの市民社会に埋め込まれている。

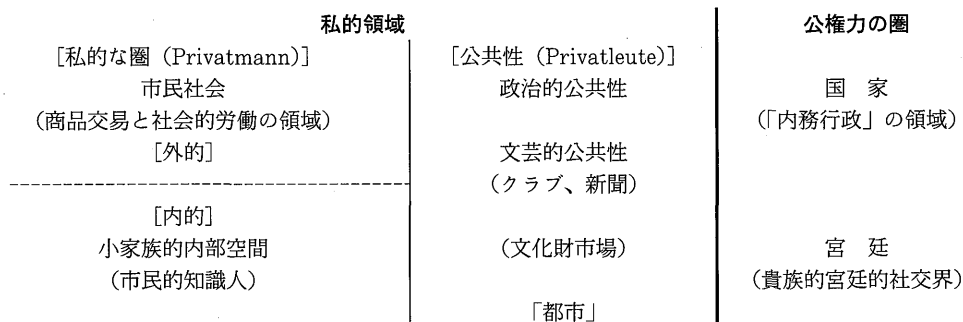
⑥政治的公共性は、文藝的公共性から生じ、公論によって社会的要求と国家を媒介する。

これらの説明に示された分割線をハーバーマスの図示に書き加えて明示すると図2のようになるであろう。市民的公共性は、基本的に公権力の「内務行政」に対立する私的領域に含まれるものであるが、さらにその私的領域の内部で、私的な圏としての「商品交易と社会的労働」を意味する狭義の「市民社会」からも区別される。というのも「公共性」は単に「私人 Privatmann」のものではなくて、集合した「私人たち Privatleute」によって形成されるものだからである。私的な圏の私人には、狭義の市民社会における「財産主」と同時に、家族において自由な内面性 (=人間性) をもつ「知識人」でもあるという二重性がそなわっている。文化や教養に基づく小家族内の自由な人間性の経験が市民社会における自由な経済活動に反映し、さらには公権力に対抗する政治活動にも影響を及ぼしている。「市民的公共性」を形成する私人たちが「財産」と「教養」を同時にそなえた存在であったことを看過してはならない。

図1 ハーバーマスの図示 (1962年版 (Luchterhand Verlag) S.41による)



図2 市民的公共性の基本構図 ([] は筆者による挿入)



3. カントにおける市民的公共性の理念

18世紀のドイツでは、絶対主義的支配の下で「公論」が市民権を得ることはできなかった。そのような状況の中で公共的に論議する私人たちは、みずからの論議を非政治的なものとして自己理解し、その結果、市民的公共性の「理念」が理論的に完熟することになった。それはカントが「公開性 Publizität」の原理を法哲学のおよび歴史哲学的に展開したことによる、とハーバーマスは見ている(S.178)。市民的公共性に関して市民的意識が自己理解した一連の「擬制 Fiktionen」、すなわち自由な商品取引に正義が内在するという擬制はカントの体系の中にまで及んでおり、逆にカントの体系に「市民的公共性の理念」を見出すことができる(S.194)。ハーバーマスはカントをこのように位置づけた上で、文献内在的にその「理念」を描き出そうとしている。本章では、ハーバーマスによるカントからの引用を精査することによって、カントにおける市民的公共性の理念を検証することにしよう⁽⁶⁾。

(1) 市民的公共性における「公開性」の概念

18世紀には、アリストテレス以来の政治哲学の伝統は道徳哲学へと解消され、元来「自然」や「理性」といっしょに考えられた「道徳」は、成立期の「社会 das Soziale」の圏へと及んでいた。理性的な人間社会を実現すること、つまり、ハーバーマスによれば「道徳の名において政治を理性化する」ことが主流になっていたのである(S.178)。『諸国民の富』の著者アダム・スミスが道徳哲学の教授職であったのは偶然ではなかった。ハーバーマスは、『平和論』の「付録」におけるカントの次の文章をこのような文脈で理解すべきであると見ている。

真の政治はあらかじめ道徳に忠誠を誓った後でなければ一歩も進むことができない。政治はそれ自身難しい技術であるが、政治と道徳の一致は決して技術ではない。というのも、両者が衝突するやいなや、道徳は政治が解くことのできない結び目を2つに分けるからである。(8,380.27)[57]⁽⁷⁾

かつてホッブズは君主の絶対権力を是認すること

によって、宗教的内乱の終結、すなわち平和の創立が達成されると考えた(S.179)。専制君主の決断の前では、道徳の規則に従ういかなる論議も政治的に無効であった。200年後、この道徳がカントの「実践理性の法則」によって名誉回復され、政治的立法でさえ道徳的にその監督の下に置かれることになった。上の引用箇所は、政治に対するこのような道徳の優越を言い表している、と理解されるのである⁽⁸⁾。最初にハーバーマスとともに、カント市民社会論が、道徳による政治の理性化という時代のエートスに根づいていたことを確認しておく必要がある。

ところで、すでに前章で見たように、ホッブズ以降の200年の間に市民的私人たちは「公衆」を形成し、彼らの論議の圏、すなわち「市民的公共性」は国家と社会の媒介機能を果たすようになっていた。ハーバーマスによれば、このような状況の中で政治と道徳の一致を保証する原理がカントの「公開性 Publizität」の概念である(S.180)。カントはその原理を次のように定式化している。

その行為の格率が公開性に一致しないような、他人の権利に関するすべての行為は、不正である。(8,381.24)

「正義は公に知らせ得る öffentlich kundbar ものとしてのみ考えることができる」(8,381.09)ともカントは述べている。秘密にして公的に告白することができない格率に対してすべての人が反対するのは、それがすべての人を脅かす不正に由来するからである。ただし、この原理は単に消極的なものであり、何が正しくないかを示すだけで、公開されたことがすべて正義であるわけではない。ハーバーマスは直接言及していないが、カントはさらにこの原理の妥当性を、国内法、国際法、世界市民法に関して具体的な事例を挙げて説明している。カントの「公開性」の概念は、市民的公共性を論じるハーバーマスの基調である。

(2) 「啓蒙」における理性の公共的使用

市民的公共性の理念を抽出するにあたって、ハーバーマスは、「公共性」が法秩序の原理であるとともに啓蒙の方法である点に着目している。

未成年状態とは、他人の指導なしにはみずからの悟性を使用する能力がないことである。その原因が、悟性の欠如ではなくて、他人の指導がなくてもそれを使用する決意と勇気の欠如にある場合には、この未成年状態は自分の責任である。(8,035.02) [59]

ハーバーマスは『啓蒙とは何か』の冒頭のこの箇所を引用しつつ、「啓蒙」は単に個人的な「自分で考えようとする主観的格率」を意味するだけでなく、人類全体として「完全に正義である秩序への進歩という客観的傾向」を意味していると述べ、いずれの場合にも「啓蒙は公共性によって媒介されなければならない」と見ている (S.180)。そしてこのことを同書の次の箇所から読み取ろうとする。

ほとんど自分の本性になっている未成年状態から抜け出ようと努めることは、個々の人間にとっては困難である。(8,036.04) ……しかし、公衆 Publikum がみずからを啓蒙することはむしろ可能であり、自由が与えられる場合にはほぼ避けがたくなる。(8,036.16) [60]

個々の人間がみずからを啓蒙することは困難であっても、自由な「公衆」にとって啓蒙は不可避的である。というのも、大衆の後見人の中には常に数名自分で考える人たちがいて、彼らはみずから未成年状態を脱した後に、啓蒙の精神を周囲に広めていくからである。啓蒙は単に個人レベルの問題ではなく、「公衆」によって、つまり「公共性」に媒介されて広まるのである。ハーバーマスはこの点に関して、さらに「自分で考える Selbstdenken ことは声に出して考える Lautdenken ことに一致し、理性の使用は、理性の公共的使用に一致するように見える」とも述べている (ibid. [61])⁹⁾。「自分で考える」という啓蒙の姿勢が「声」によって「公衆」の中に広まるところから、啓蒙における理性使用が、実は「理性の公共的使用」にはほかならないことを明らかにしようとする。そしてこのことを示すために『思考の方向を定めるとは』の次の箇所を引用している。

話す自由や書く自由が上部の権力によって奪われることはあっても、考える自由はそれによって決して奪われない、と言われる。しかし、われわれがわれわれの思考をその人たちに伝達し、その人たちがわれわれに彼らの思考を伝達する、そういう他人とのいわば共同の中で考えるのでなければ、われわれはいったいどれだけのことをどのような正しさで考えることができるだろうか！(8,144.16) [62]

要するに、啓蒙の標語である「自分自身の悟性を使用する」(8,35.07) ことは「他人との共同」の中で考えることであり、理性の公共的使用にほかならないのである。このようにしてハーバーマスは、カントの「啓蒙」の概念から「公共性」の概念を抽出している。

ところで、カントにおいて理性の公共的使用は、さしあたり哲学者の関心事であるように見える。ハーバーマスは『学部の争い』の次の箇所に言及している。

諸学部が理論家の名の下で互いに決着すべき教説や見解は、別の種類の公衆、すなわち学問に従事する学者公共体 ein gelehrtes gemeines Wesen の公衆の中に広まっていく。このような教説や見解について人民 Volk は自分がそのことに関して何も理解していないことをわきまえている。(7,034.17) [63]

一見したところ、カントによればいわゆるアカデミックな論議に関して「人民」は門外漢であるように見える。大学の上級学部である神学部、法学部、医学部は、国家の監督の下で聖職者、裁判官、医師という学問を応用する実務家を養成する。これに対して下級学部の哲学部は、政府の利害にとらわれず、純粹理性に基づく認識にたずさわる。カントによれば哲学部の精神は「真理の公共的な提示」(7,033.24) [64] にかかわっている。また、「理性は公共的に語る資格をもっていなければならない。というのも、そのようなもの〔自由〕がないと、真理は明るみに出ないで（政府自身の損害になるで）あろうから」(7,020.02) [65] とカントは述べている。カントの文言を援用しながら、ハーバーマスは

哲学者が理性の公共的使用を担っていることを明らかにする。

しかし、理性の公共的使用を担うのは単に哲学者だけではない。哲学者たちの討論は、政府の面前で行われるのと同様に、理性使用の指導として「人民」の公衆の面前でも行われる。公衆の立場は両義的であり、一方で未成年として啓蒙を必要とするとともに、他方で啓蒙された成年として主張をする公衆でもある。つまり、ハーバーマスによれば「啓蒙された能力をもつのは、単に哲学者だけではなく、みずからの理性を公共的に使用することを心得ている者ならだれでもよい」(S.182) ののである。したがって「公共性は、学者の共和国の内部で実現されるのではなく、それを心得ているすべての人々の理性の公共的使用において実現される」(ibid.) ことになる。理性の公共的使用はハーバーマスによって「公衆」へと拡張される。そしてハーバーマスは、「彼らはあたかも学者であるかのように、私的な圏の境界を歩み出なければならない」(ibid.) と補足した上で、『啓蒙とは何か』の次の箇所を引用している。

私は、自分自身の理性の公共的使用のことを、ある人が読者世界 Leserwelt の全公衆を前にして学者として行う理性使用のことであると理解する。私は、その人に委託されたある市民的な地位あるいは官職において彼の理性に許された使用を、理性の私的使用と名付ける。(8,037.11) ……この[私的使用の]場合には、もちろん論議することは許されず、服従しなければならない。しかし、機構のこの部分を担う人が同時に全公共体の成員として、それどころか世界市民社会の成員として見なされる限り、したがって書物によって本来の意味の公衆に向かう学者の資格である限り、彼はもちろん論議することができる。(8,037.20) [66]

さらに続けて同書の次の箇所を引用している。

理性の公共的使用は常に自由でなければならない。それだけが人間の下に啓蒙を成就することができる。しかし、理性の私的使用は、しばしば非常に狭く制限されても構わない。だからといって

啓蒙の進歩が著しく妨げられることはない。(8,037.07) [67]

「啓蒙」の概念から「公共性」の概念を抽出するとともに、ハーバーマスは、この公共性を担う主体を、単に「学者」だけではなく、みずからの理性の公共的使用を心得ている「全公共体の成員」あるいは「世界市民社会の成員」に拡張する。このようにして示された公共性の担い手たちは具体的にどのような社会層なのか。

(3) 論議する読者公衆の世界と政治的公共性

ハーバーマスは、理性の公共的使用のより広範な担い手を明らかにするにあたって、『啓蒙とは何か』の中の「書物によって本来の公衆に向けて、すなわち世界 Welt に向けて語る」(8,038.26) [68] という表現に注目している。「世界」とはどのような概念なのか。ハーバーマスはみずからの見解として「世界は、純粋な相としては、理性的存在者のコミュニケーションにおいて作り上げられる」(S.182) と述べているが、その際の「世界」は、現象の総体としてのいわゆる「自然」のことではない。ハーバーマスは、『純粹理性批判』における「世界概念 Weltbegriff」を引き合いに出し、カントのこの世界概念が「あらゆる人が必然的に関心をもつことがらにかかわる概念」(3,543.31 (B 867)) [69] であるところから、「世界」が「類としての人間性 Menschheit」(S.183) にかかわりをもつ概念であると考えている。そして、当時、そのような「人間性」に目覚め始めていた市民層に言及し、その「世界」が実際には「論議する読者公衆の世界」(ibid.) であったと推論する。それは、文筆家たちの世界であり、サロンの世界でもある。ハーバーマスは『実践理性批判』の次の箇所をこのような文脈で理解しようとしている。

学者や議論好きだけでなく、実業家や婦人をも交えた混合した社交での談話の成り行きに注意してみると、そこには物語や冗談とは別の楽しみが、すなわち論議 Rasonieren があることに気付くであろう。(5,153.13) [70]

単に学者だけではなく、「人間性」に目覚めた

「実業家」や「婦人」も加わった「混合した社交」によって「論議する読者公衆の世界」が形成されるのである。これは前章で見た「文芸的公共性」の成立にほかならない。また、前章で示されたように、「人間性」について論議するこのような公衆が「公共体 *gemeines Wesen*」の問題を論議し始めると、そこに「市民」としての公衆が成立し、その公共性は政治的機能をもつことになる。

ハーバーマスによれば、政治的機能を帯びた公共性は「共和制」の下で「自由主義的法治国家」の組織原理となる (*ibid.*)。この枠組みの中で「自由」と「平等」に基づいて「市民社会」が確立される。各人は、自分に有利だと思われるそれぞれの仕方でも各自の幸福を追求することが許され、また、生得の特権は廃止されているので、各人はこの市民的自由に応じて法律の前で平等である。政治的公共性の担い手たちは「自由」と「平等」を拠り所にして各自の幸福を追求する。彼らは「市民社会」の「市民」としての公衆にほかならないのである。

ところで、政治的公共性において立法それ自体は、理性に由来する「人民の意志」に基づいている。というのも、法律は論議する公衆の「公共的一致」に根源をもつからである。このことを示すために、ハーバーマスは『理論と実践』の次の箇所を引用している。

すべての人に対して法的に何が許され何が許されないかを規定する公的な法律は、公共的意志 *ein öffentlicher Wille* の働きであり、すべての権利はこの意志に由来し、それゆえこの意志はいかなる人にも不正をなすことがあり得ないものでなければならない。しかし、そのことは、すべての人民の意志 *der Wille des gesammten Volks* (すべての人がすべての人に対して、したがって、それぞれの人が自分自身に対して決定するのだから) 以外には、いかなるほかの意志によっても可能とはならない。(8,294.11) [72]

ハーバーマスは、カントのこの叙述がルソーに従っていることを認めつつ、カントの人民主権の原理⁹⁹が「理性の公共的使用」を前提していることを指摘する。そして、そのことを示すために同書の次の箇所を引用している。

いかなる公共体においても……自由の精神がなければならぬ。というのも、各人は、自己矛盾に陥らないために、普遍的な人間の義務に関してその強制が正当であることを理性によって確信していなければならないからである。(8,305.16) [74]

要するに、ハーバーマスによれば、公共体における義務が正当なものであることは「理性によって」、つまり「理性の公共的使用」によって確信されるのであり、そのために「自由の精神」が必要なのである。ハーバーマスは、自由の精神のない「秘密結社」を非難する際のカントの次の言葉にも言及している。

とりわけ人間一般に関することからにおいては、互いに伝達することが人間の自然の定めである。(8,305.23)

「互いに伝達する」というカントの言葉の中に、ハーバーマスはみずからの考える「理性的存在者のコミュニケーション」を読み取ろうとしているように見える。政治的公共性の場面においても「理性の公共的使用」がカギなのである。

「人間性」について論議する市民層によって成立した文芸的公共性は、その論議の焦点が「公共体」へと推移することによって政治的公共性へと変容する。政治的行為における合意の形成に関してハーバーマスは『純粹理性批判』の次の箇所を参照している。

それが確信 *Überzeugung* であるのか単なる説得 *Überredung* であるのかという真理の試金石は、外面的には、そのことを伝達することができるか、あるいはその真理を各人の理性に妥当するものと見なすことができるか、という点にある。(3,532.09 (B 848)) [75]

ハーバーマスはこの箇所から、論議する人たち相互の「公共的合意 *der öffentliche Konsensus*」に実践的な真理裁定の機能があると理解しようとする (S.184)。そしてこれに続く「主観相互の差異にも

かかわらず、すべての判断の一致の根拠は、共通な根拠すなわち客観に基づく」(3.632.12 (B 848)) という『純粹理性批判』の箇所についても、この一致が「公開性によって保証された」ものであると理解しようとする (ibid.)。カントの文中には「公論」という言葉すらないにもかかわらず、ハーバーマスは、ここからさらに「公共的合意」や「公開性による保証」を読み取ろうとしているわけである。ハーバーマスは、もはやカント理解の域を越えて持論を展開しているように見える。

すべての政治的行為は「公共性の前で」法律の基礎に立ち返らなければならない。また、法律は「公論の前で」普遍的で理性的な法律であることを証明しなければならない。政治的行為はその格率が「公開性」に値し、それを必要とする限りで、法と道徳に一致することができるのである (S.185)⁹⁹。全面的に規律化されたこのような状態において、自然法則の支配は法の支配に取って代われ、政治は原則的に倫理へと移行することができる。つまり、「公開性」の原理の下で「道徳の名において政治を理性化する」ことが可能になるのである。このような状態においてこそ、市民的体制と永久平和は完全に正義である秩序に一致する、とハーバーマスは見ている (ibid.)。

以上のように、ハーバーマスは「理性の公共的使用」を基軸にして、「啓蒙」「読者世界」「公共的意志」などの概念を手がかりにカントにおける「市民的公共性の理念」を描き出そうとしている。それは、「公開性」の原理の下で、論議する読者公衆によって形成される政治的公共性、という「理念」にほかならない。

4. カント市民社会論の歴史的社会的様相

カント市民社会論の歴史的社会的様相は、カントにおける人間社会の前提条件を解明することによっていっそう鮮明に際立ってくる。本章では、第2章で示した「市民的公共性の基本構図」を念頭に置きつつ、ハーバーマスに従って、カントの歴史哲学における「敵対関係 Antagonismus」の概念を糸口にしてカント市民社会論の社会的前提条件を明らかにすることにしよう。

ハーバーマスによれば、カントは「公開性」の原

理の下で「道徳の名において政治を理性化する」ことが可能になると主張したことになるが、その際、次のような問題が生じるであろう。たしかに完全な法的状態の下でそのような政治と道徳の一致が可能であるにしても、実際にはまだこの完全な法的状態が実現しているわけではない。それはあくまでも「理念」の問題であった。これを実現するにはどうしたらよいのか。各人がそれを意欲するだけでは十分ではない。すべての人がともにこの状態を意欲するという「集合的統一 die kollektive Einheit」が必要であろう。その発端は何らかの政治権力に期待するほかはない。しかし、公衆として集合した私人たちは、カントの時代にはまだみずからを政治的なものであるとは理解していなかったし、しかも彼らの道徳的な自己理解によれば、むしろ政治的機能化こそ抑制すべきことであった。

「カントはこのジレンマを歴史哲学的に解決している」とハーバーマスは見ている (S.185)。カントによれば、人類とその社会体制がよりよい方向に進歩していくことは自然の強制に基づいている。つまり、人間が自由の法則に従って何をなすべきかということには関係なく、自由な状況は外面的に樹立され、やがてその下で政治は道徳に解消されることになるのである。このような進歩について、ハーバーマスは『学部の争い』の言葉を持ち出して、それは「道徳性の量の増大」ではなくて「適法性の所産の増加」(7,091.22) [78] であると述べている。そして『普遍史の理念』の叙述を援用しながら次のように述べている。自然は、国内の闘争や諸国民の戦争などの「社会の敵対関係」(8,020.27)¹⁰⁰を利用して、人間性のすべての自然素質を「普遍的に法を司る市民社会」(8,022.07) において発展させる。そうだとすれば、完全に正義である市民社会そのものは「情動的 pathologisch に駆り立てられた調和」(8,021.16) なのであり、「道徳的全体」(8,021.17) の見せかけをもつものにすぎない (S.186)。このことをより鮮明に示すためにハーバーマスは『平和論』の次の箇所を引用している。

「理性的存在者の多くは、自分たちを保持するために一致して普遍的法則を要求するが、しかしそれぞれ個別にはひそかにそれから逃れようとする傾向がある。たとえ個人的な心情において互い

に争っていても、互いにそれを抑制し、公共の振舞いにおいてはあたかも彼らがそのような悪い心情をもっていないかのような結果になるように、そのように秩序付けて、彼らの体制を組織する」(8,366.17) [79]⁹⁹。

「国家創設の問題」(8,366.15)として理論的に示されたこの問題に対するカント自身の実践的解決が、市民社会における「情動的に駆り立てられた調和」にはかならなかったとハーバーマスは理解しようとする。そして、この解決こそ、マンデヴィルの「私的悪徳、公的利益」というスローガンの変種にはかならないと結論付けている (ibid.)。個人的には自己利益の追求のために互いに敵対していても、公共的にはあたかも悪い心情をもっていないかのような結果になる。「情動的に駆り立てられた調和」は、そのような社会のあり方を表現しているわけである。このようにして、「敵対関係」に基づく歴史哲学の一連の叙述は、「私的悪徳、公的利益」というスローガンによって特徴付けられる特定の歴史的社会的状況の中に定位されることになる。

カントはどのような社会関係を前提条件としているのか。ハーバーマスは、カントの叙述から「私的自律に委ねられた自由競争下の商品所有者たちの社会関係」(ibid.)を抽出しようとする。「政治的に論議する公衆として認められるのは、私有財産の所有者だけである。というのも、かれらの自律は商品交易の圏に根つき、それを私的な圏として維持する関心にかかわっているからである」(ibid.)と述べ、『理論と実践』の次の叙述をこの文脈において理解しようとする。

そのために「市民と呼ばれるために」必要な資格は、自然的な資格(子供でないこと、女性でないこと)を除けば、ただ1つだけである。すなわち、自分が自分自身の支配者 sein eigener Herr であるということ、したがって、生計を立てるための何らかの財産 Eigentum (そこにはあらゆる技術、職人技、芸術、学問を数え入れることもできる)をもっているということである。いいかえれば、生きるために他人から手に入れなければならない場合に、自分の諸能力を他人が使用することを認めることによってではなくて、自分のもの

を売却すること Veräußerung によってのみ手に入れ、したがって、公共体以外のだれに対しても、言葉の本来の意味で、奉仕をしないということである。この点においては、技術者一族も、大地主(あるいは小地主)も互いにみな平等である……。(8,295.14) [80]

ハーバーマスは、「自分自身の支配者であるという人間の身分を主張できるために必要なことを規定することは、正直に言って少々難しい」(8,295.36)というカントの言葉に触れつつ、それにもかかわらずカントが「やがて自由な賃金労働とよばれるようになるもの」(S.187)に対してことさらに分けをしている点に注目している。ハーバーマスは、みずからの脚注にカントの次の脚注を引用している。

家の奉公人、店の奉公人、日雇労働者、それどころか理髪師でさえも、(言葉の広い意味においてすら)職人 artifices ではなくて、単に下働き operarii であり、国家の成員ではなく、したがって市民である資格をもつわけでもない。私の薪をくべさせる奉公人と、衣服を作るために私の布地を与える仕立屋とは、私に対してまったく同じ関係にあるように見えるにしても、両者は異なっている。それはちょうど、(たとえ私がかつら職人に私の髪の毛を与えることがあったとしても)理髪師がかつら職人と異なり、日雇労働者が技術者や職人と異なるのと同様である。技術者や職人は、支払いが済まされない限り彼のものである作品を作る。営業をするものとしての仕立屋は、自分の所有物を別のものと交換する (opus 仕事) のに対して、奉公人は、彼の諸能力の使用を他人に認めて、それを別のものと交換する (operam (労働))。 (8,295.24) [81]

ハーバーマスが注目するように、カントは「労働の提供は売却ではない」(8,295.25)と明言している。「賃金労働者は、自分の労働力を唯一の商品として交換せざるをえない」(S.187)という発想はカントにはない。ハーバーマスが指摘するように「無産者たちは政治的に論議する私的な人々としての公衆からは排除されている」(S.188)のである。これに対して、私有財産の所有者たちは商品所有者として

財貨の交換によって交渉しあう。これらの人たちだけが「自分自身の支配者」であり、立法権の主体としての「投票権」の資格を、つまり典型的な「理性の公共的使用」の資格をもつ。このような「市民」によって政治的公共性が形成されるのである。

カントが前提している社会関係は「自由」と「平等」に基づいて成立している。ハーバーマスは、「自由競争のメカニズム」(S.189)に言及するために、当時流布していた「レッセ・フェール *laissez faire*」というスローガンについてカントが風刺的に紹介している『学部争い』の次の逸話を脚注で取り上げている。

フランスのある大臣がとても著名な商人たちを呼び出し、どのようにして商業を振興させるべきか提案を求めた。……ある商人がこれこれ、別の商人がこれこれと提案した後に、それまで沈黙していた老商人が、立派な道路を作ってもらいたい、良質の貨幣を鑄造してもらいたい、即座に換金できる手形法を制定してもらいたいなどと言い、そしてともかく「われわれにまかせてもらいたい *läßt uns machen!*」と言った。(7,019.35) [82]

カントはこの逸話を、政府の諮問に対する哲学部の回答、すなわち「洞察と学問の進歩を妨げることだけはしないでほしい」(7,020.15)という回答と類比させる文脈で取り上げているにすぎないが、ハーバーマスは、ここからカントがいわゆる「自由放任主義」の社会的背景の中に置かれていたことを読み取ろうとしている。

ハーバーマスは、さらに「財産の取得の平等な機会」(ibid.)を読み取ろうとして『理論と実践』の次の箇所を引用している。

代々の子孫のうちには、公共体の成員（雇われ人、小作人、地主、農奴など）の資産状況において著しい不平等が生じるかもしれない。ただし、自分たちの才能と勤勉と幸運によって可能な場合には、公共体の成員が平等の状況に上昇する権限をもつことを妨げることはできないであろう。というも、さもないと、他人の反作用によって再び強制されることなしに強制することが許されて

いることになるであろうし、ともに同じ臣民である階層を越えることになるだろうからである。(8,293.16) …… ある人が、権利に関して同じ臣民として何らまきっていない他人と同じ階層に達していないことは、ただ自分自身（自分の能力あるいは真剣な意志）のせいであり、他人のせいにはできない状況によるのであって、抵抗しがたい他人の意志のせいではないのだということに気がきさえすれば、その人はどんな状態においても幸福であると見なすことができる。(8,293.33) [83]

みずからの「才能」と「勤勉」と「幸運」によって、だれでも平等な地位に到達することは可能なのであって、もしそうでない場合には、それは本人の能力や努力に原因があると見なさざるを得ない。そのための「平等な機会」が前提されていることをカントも認めているように見える。このようにして、ハーバーマスによれば「自由競争のメカニズム」と「財産の取得の平等な機会」によって、「私的自律に委ねられた自由競争下での商品所有者たちの社会関係」が示されるのである。

さて、本稿の第2章で示したハーバーマスの「市民的公共性の基本構図」によれば、市民的公共性の主体は、狭義の市民社会（商品交易と社会的労働の領域）で活躍する商品所有者としての「財産主」の役割と、他方で小家族の長として自由な内面性をもつ「人間」の役割を兼ねそなえた「私人」にはほかならなかった。それはまた「財産」と「教養」を合わせもつ社会層にほかならなかった。ところで、本章で見てきたように、ハーバーマスによれば、カント市民社会論は「自由競争下の商品所有者」、いわゆる「市民」たちの特定の社会関係を背景にして成立していた。この「市民」は、「理性の公共的使用」としての「啓蒙」の担い手であり、一方で「読書世界」の成員として「学者」のように振る舞いつつ、他方でみずからの「財産」をもつことによって政治的な「投票権」を有する存在であった。カントから文献内在的に抽出されたこのような「市民」のあり方は、まさに本稿の第2章で示した「市民的公共性の基本構図」の「市民」のあり方の二重写しである。「私的悪徳、公的利益」に重ねられた「情動的に駆り立てられた調和」や「自由」「平等」などの

社会関係のあり方も、自由放任主義の時代の社会的背景に重なっている。ハーバーマスがカント市民社会論に即して「市民的公共性の理念」を描き出すことができたのは、まさにこの二重写しがあるからにはほかならない。カント市民社会論の歴史的社会的様相はこのようにして浮き彫りにされるのである。

結び

カントに関するハーバーマスの叙述はさらに続く。ハーバーマスは、「観知的なもの」と「現象的なもの」というカント哲学の根本的な区別を「市民的公共性」の概念から解釈しようとしている (S.188)。この区別の根拠を、自己利益を追求する利己的な存在でありながら、同時に道徳的に自由な人間であるという、市民社会の「私人」の二重性に見出そうとしている。また、カントの叙述の「公式バージョン」の背後に「非公式バージョン」が存在すること (S.193)、つまりカントの歴史哲学が政治的な意図をその理論の中に取り込んでいることを突き止めようとしている (S.194)。そのために、カントの市民的公共性の理念はヘーゲルによってイデオロギーとして告発されることになったと見ようとしている。しかし、もはやこれらのカント解釈に言及することはできない。元々ハーバーマスの批判検討は本稿の主題ではなかった。

ハーバーマスの叙述にはカント理解を越えた印象を受ける箇所もないわけではない。しかし、文献内在的叙述という厳しい制約の下ではある程度やむを得ないことなのかもしれない。いずれにせよ、ハーバーマスの叙述を手がかりにして、本稿は、カント市民社会論の歴史的社会的様相の把握について1つの事例を提示することができたのではなかろうか。

注

- (1) Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit, Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag, 1990. 本稿では、初版本の Luchterhand Verlag, 1962. も部分的に参照している。また、ユルゲン・ハーバーマス『第2版公共性の構造転換』(細谷貞雄・山田正行訳、未来社、2004年)も参照した。カントについては、同書の第4章§13で取り上げられている。
- (2) ハーバーマスの上掲書からの引用には、1990年版

(Suhrkamp Verlag) のページを本文中に掲載する。

- (3) 拙稿「カントの重層的市民社会論——「自由」「平等」「自立」と「博愛」——」(『下関市立大学論集』第48巻第3号、pp.85-94、2005年1月)を参照。
- (4) repräsentativ および Repräsentation をどのような日本語に置き換えるかは若干悩ましい。細谷貞雄氏はこれを「代表的具現」と訳しているが、清水多吉氏は「具現表示」と訳している。repräsentieren という動詞には、①利益を代表する、②あらわす、③身分や地位にふさわしい振る舞いをする、という意味がある(『独和大辞典』小学館、1985年)。市民社会以降は①の意味でも用いられるが、中世についてのハーバーマスのこの文脈に限定すればむしろ③の意味であろう。市民社会以降も視野に入れば「代表的具現」となるが、本稿では、限定的に「具現表示」と訳すことにした。清水多吉「ハーバーマスの「公共性」概念とその問題点」聖学院大学総合研究所紀要、No.16、1999年、15ページを参照。
- また、öffentlich については、「公共的」と訳した場合と「公的」と訳した場合がある。市民社会の「公共性」も国家の「公的権力」もともに öffentlich であるが、両者は対立する概念であり、区別する必要がある。
- (5) 1990年版 (Suhrkamp Verlag) 89ページの図示では、「文藝的公共性」が「政治的公共性」に密着しており、宮廷的公共性と政治的公共性の「橋渡し」として中間的媒介的役割を果たすことが適切に図示されていないように見える。1962年版 (Luchterhand Verlag) 41ページでは両者の間が1行開いており、この点が明確になっている。同様に、1990年版では「文化財市場」と「都市」が密着しているが、1962年版では両者の間が1行開いている。「都市」は「文化財市場」だけでなく、「政治的公共性」「文藝的公共性」の背景でもある。本稿では、1962年版に基づいて掲載した。
- (6) 本稿が考察の対象に取り上げている第4章§13で、ハーバーマスは、『純粋理性批判』『実践理性批判』などを除いて、カントからの引用箇所についてその書名を明示せずにカッシーラー版カント全集の巻数とページ数を脚注に記載しているだけである。本稿では、個々の引用箇所の注番号ごとに、その書名とアカデミー版の該当箇所を提示した「引用箇所対照表」を作成した。巻末の別表を参照。
- (7) アカデミー版の引用箇所は6桁の数字で示す。カンマで区切った最初の1桁が巻数、次の3桁がページ数、最後の2桁が行数である。たとえばこの箇所の(8,380.27)は、第8巻380ページ27行を示している。『純粋理性批判』からの引用にはB版のページも並記した。引用箇所が複数行に渡る場合は最初の行のみを示す。また、原文がゲシュペルト表記の場合には傍点

を付けた。訳文中の [] は筆者による挿入である。なお、引用箇所に表示に並記した [] の数字は1990年版 (Suhrkamp Verlag) のハーバーマスの脚注の注番号である。

(8) カントは、同じ付録の別の箇所で、国家政略の原理を道徳と両立し得るように取り扱う政治家、つまり「道徳的な政治家」を考えることはできるが、道徳を政治家の利益に都合のいいように案出する「政治的な道徳家」を考えることはできない、と述べている。(8,372.08)

(9) 1990年版 (Suhrkamp Verlag) では注番号 61 が Bd. IV, S.389 となっているが、これは間違いである。1962年版 (Luchterhand Verlag) の Bd.VI, S.389 が正しい。ハーバーマスは『理論と実践』のこの注の箇所を引用していない。カントは「言論の自由 die Freiheit der Feder」について触れたこの箇所で次のように述べている。「自分自身で公然と [声に出して] 考える Selbst- und Lautdenken ことによって国家に不穏が引き起こされるかもしれないという心配を元首に注ぎ込むことは、自分自身の力に対する不信、あるいは自国民に対する憎しみを元首に目覚めさせることに等しい」(8,304.26)。ハーバーマスは、カントのこの Selbst- und Lautdenken を Selbstdenken と Lautdenken に分けて記述しているわけである。「声に出して考える」ことを強調するこの記述は、コミュニケーションに着目するハーバーマスの姿勢の表れと見ることができるのではないか。

(10) ハーバーマスは、カントの人民主権の原理として、脚注で『理論と実践』の次の言葉を挙げている。「人民が自分自身について決定できないことがらを、立法者もまた人民について決定することができない」(8,304.33) [73]。カントの考える人民主権はあくまでも消極的な権利である。

(11) ハーバーマスは脚注で、カントがこのことを『平和論』で「公法の超越論的概念による政治と道徳の一致」(8,381.01) [76] と呼んでいることに触れている。

(12) カントは『普遍史の理念』の第4命題において次のように述べている。「自然のあらゆる素質の発展を実現するために自然が用いる手段は、社会における自然素質の敵対関係 Antagonism であり、しかもそれはこの関係が最終的に社会の合法的秩序の原因となる限りでのことである」(8,020.26)。そして「敵対関係」について「非社会的社交性」という概念を挙げて、これは、社会を作ろうとすると同時に他方では一人でいたいという人間の性癖のことであると説明している。非社交性そのものは好ましい特性ではないが、競争を好む「虚栄心」、飽くことを知らない「所有欲」や「支配欲」がなければ、人類のすぐれた自然素質は発展しないだろうとも述べている。それはちょうど、森の木々が互いに空気と太陽の光を奪い合って頭上に伸び

ることによってまっすぐ立派に成長するのと同様である (8,022.27)。人類の文化や芸術、さらにすぐれた社会秩序はこのような「非社交性」が結実したものである、とカントは見ている。「敵対関係」の説明の中で、カント自身がハーバーマスのように「国内の闘争」や「諸国民の戦争」に直接言及しているわけではない。

(13) カントはこの箇所に引用符を付けているが、その出典を明示していない。ハーバーマスは引用符があることには触れていない。

(別表)

引用箇所対照表

Habermasの注記	書名とアカデミー版該当箇所	
57 Bd.VI, S.467f.	Zum ewigen Frieden. Anhang	8,380.27
58 Bd.VI, S.468ff.	Ebd.	8,381.01
59 Bd.IV, S.169	Was ist Aufklärung?	8,035.02
60 Bd.IV, S.170	Ebd.	8,036.04
61* Bd.VI, S.389	Über den Gemeinspruch	8,304.27
62 Bd.IV, S.363	Was heißt: sich im Denken orientieren?	8,144.16
63 Bd.VII, S.344	Der Streit der Fakultäten	7,034.17
64 Bd.VII, S.343	Ebd.	7,033.24
65 Bd.VII, S.330	Ebd.	7,020.02
66 Bd.IV, S.171	Was ist Aufklärung?	8,037.11
67 Bd.IV, S.171	Ebd.	8,037.07
68 Bd.IV, S.172	Ebd.	8,038.26
69 Bd.III, S.561f., Anm.	Kritik der reinen Vernunft, 2 Aufl. (B867)	3,543.31
70 Bd.V, S.165	Kritik der praktischen Vernunft	5,153.13
71* Vgl. Bd.VII	Die Metaphysik der Sitten, Rechtslehre	—
72 Bd.VI, S.378	Über den Gemeinspruch	8,294.11
73 Bd.VI, S.389	Ebd.	8,304.33
74 Bd.VI, S.389	Ebd.	8,305.16
75 Bd.III, S.550	Kritik der reinen Vernunft, 2 Aufl. (B848)	3,532.09
76 Bd.VI, S.468ff.	Zum ewigen Frieden. Anhang	8,381.01
77* Vgl.R.Koselleck	—	—
78 Bd.VII, S.404	Der Streit der Fakultäten	7,091.22
79 Bd.VI, S.452f.	Zum ewigen Frieden	8,366.17
80 Bd.VI, S.378f.	Über den Gemeinspruch	8,295.14
81 Bd.VI, S.379, Anm.	Ebd.	8,295.26
82 Bd.VII, S.330, Anm.	Der Streit der Fakultäten	7,019.35
83 Bd.VI, S.376f.	Über den Gemeinspruch	8,293.16
84 Bd.III, S.374ff.	Kritik der reinen Vernunft, 2 Aufl. (B560)	3,362.25
85 Bd.VI, S.473f.	Zum ewigen Frieden. Anhang	8,386.16
86 Bd.VI, S.466	Ebd.	8,379.16
87 Bd.VI, S.393	Über den Gemeinspruch	8,308.35
88 Bd.VI, S.394	Ebd.	8,310.04
89 Bd.IV, S.155	Idee zu einer allgemeinen Geschichte	8,021.12
90 Bd.VII, S.403f.	Der Streit der Fakultäten	7,090.21
91 Bd.III, S.395	Kritik der reinen Vernunft, 2 Aufl. (B596)	3,383.22
92 Bd.III, S.396	Ebd. (B598)	3,384.25
93 Bd.IV, S.164	Idee zu einer allgemeinen Geschichte	8,029.02
94 Bd.IV, S.163	Ebd.	8,028.11
95 Bd.VII, S.402ff.	Der Streit der Fakultäten	7,089.17
96 Bd.VII, S.402ff.	Ebd.	7,089.32

※ ハーバーマスの注記では Ebd.を用いている箇所もあるが、すべての注記にカッシーラー版の巻数を明示した。

※ 書名を略記したものもある。ハーバーマスが引用しているカントの文献を年代順に示せば次の通りである。

- Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht. (1784)
- Beantwortung der Frage : Was ist Aufklärung? (1784)
- Was heißt: sich im Denken orientieren? (1786)
- Kritik der reinen Vernunft, 2 Aufl. (1787)

• Kritik der praktischen Vernunft. (1788)

• Über den Gemeinspruch : Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis. (1793)

• Zum ewigen Frieden. (1795)

• Der Streit der Fakultäten. (1798)

※ アカデミー版の該当箇所の表記については、本文の注(7)を参照。

※ 注番号 61* は、Bd.IV, S.389 を Bd.VI, S.389 に訂正した。本文の注(9)を参照。

※ 注番号 71* にはページの記載がない。また、注番号 77* はカント以外の注である。